

## 令和5年第6回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月26日（月）  
午後3時30分から午後5時30分
2. 開催場所 西海物産館 魚魚の宿
3. 委員定数 条例定数19人 現委員18人
4. 出席委員 （15人）

会 長	1 番	岩崎	信一郎						
会長代理	2 番	松本	千代治						
委 員	3 番	山口	隆	5 番	松崎	常俊	6 番	津口	祐二
	8 番	白石	幸憲	9 番	福田	務	10 番	葉山	諭
	13 番	辻尾	政幸	14 番	朝長	久夫	15 番	宮崎	壽治
	16 番	水嶋	政明	17 番	葉山	静子	18 番	知念	近海
	19 番	田中	初治						
5. 欠席委員（3人）

	4 番	谷脇	文弘	7 番	岸本	六郎	12 番	浦口	大輔
--	-----	----	----	-----	----	----	------	----	----
6. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第25号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について  
議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第27号 西海農業振興地域整備計画に関する意見について  
議案第28号 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について  
議案第29号 非農地通知の対象とすることの決定について
  - 報告事項 農地転用許可不要案件届について  
農地改良届について
7. 事務局 事務局長：浦野 幸征 局長補佐：桑原 智徳 主査：谷内 美佳  
主事：松尾 唯
8. 会議の概要  
事務局 只今から令和5年西海市農業委員会第6回総会を開会いたします。

出席委員は在任委員 18 名中 15 名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、10 番：葉山諭委員、13 番：辻尾委員にお願いいたします。

議長 それでは議事に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

まず、議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

議長 それでは 1 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番について説明を行います。資料 1 頁については、今回農地法第 3 条の申請があった 7 件の位置図です。2 頁をお願いします。申請地の地番・面積・現況等の内容、貸し渡し人・借り受け人に関する事項は議案書記載のとおりで、申請事由は、借り受け人が農業経営を行うため、許可があり次第、賃貸借権を 5 年間設定するものです。借り受け人は、議案書の一番下に記載している通りびわを栽培予定です。貸し渡し人は、借り受け人と同じ地区に居住する個人です。

1 番の関係資料は、1 頁及び 3 頁から 8 頁までで、1 頁に位置図、3 頁に付近近況図、4 頁に字図、5 頁から 6 頁に現況写真を添付しています。4 頁の黄色に塗られているところが申請地です。7 頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は、借り受け人の自宅から車で約 10 分以内のところに申請地がある状況です。今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 ただいま説明がありました 1 番につきまして、8 番委員、補足説明

をお願いします。

8 番 8 番委員です。6 月 22 日木曜日に地元推進委員と私、それから借り受け人と 3 人で確認をしに行きました。この申請地は、少し草が生えているような状態もありましたが、ほとんどがビワ園でした。貸し渡し人と借り受け人は親戚同士であり、貸し渡し人は足が悪くなり重労働がほとんど出来ない状態となったため、ビワの維持管理が出来ないということで、大阪にいた借り受け人夫婦が移住してきたようです。借り受け人夫婦はもともと都会育ちで農業の経験はあまりありませんが、素人ながら頑張っておられ、特に問題はないようですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長 ただ今、議案第 24 号の 1 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございせんか。  
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございせんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 24 号の 2 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2 番について説明を行います。資料は 8 頁をお願いします。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりで、申請事由は、譲り受け人の経営規模拡大のため、農地の集積を図るもので、売買により、田・1 筆 2,350 m<sup>2</sup>の所有権を移転するものです。権利種別は、所有権の移転・売買です。譲り受け人は、議案書に記載の通り水稻を栽培予定です。

2 番の関係資料は、1 頁及び 8 頁から 12 頁までで、1 頁に位置図、9 頁に付近近況図、10 頁に字図、11 頁に現況写真を添付しています。10 頁の黄色に塗られているところが申請地です。12 頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。譲り受け人は市外在住者で、申請地は譲り受け人の自宅から車で 40 分ほどのところにある状況ですが、譲り受け人は市内出身で、現在も市内で農業経営を行っています。2 番は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のす

べて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただいま説明がありました2番につきまして、地元推進委員、補足説明をお願いします。

地元推進委員 　　地元推進委員です。本日は、現地調査を行いました12番委員が都合により急遽欠席となりましたので、私が代理として説明いたします。譲り渡し人は、勤めを定年退職されてから、新規就農者の受入れなどを活発にやっておられ、この譲り受け人も、これから田んぼを作るということでした。申請地は少し荒れていましたが、最近何人かが重機を入れて、きれいにして新たに田んぼとして作ることが出来るようになったそうです。本人も頑張っって米を作るということで、問題ないということをお聞きしましたので、よろしくをお願いします。

議 長 　　ただ今、議案第24号の2番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 　　無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。  
よって、議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」の2番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 　　続きまして、議案第24号の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 　　3番について説明いたします。資料は13頁をお願いします。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりで、申請事由は、譲り渡し人が、西海市内の財産処分に伴い、甥である譲り受け人に所有農地を贈与することにより、農地の集積を図るものです。権利種別は、所有地移転・贈与で、田・2筆合計2,541㎡を所有権移転・贈与するものです。譲り受け人は、議案書に記載の通り、水稻を栽培予定です。

関係資料は、1頁及び13頁から19頁までで、1頁に位置図、14頁に付近近況図、15・16頁に字図、17・18頁に現況写真を添付しています。字図で黄色に塗られているところが申請地です。19頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅か

ら車で約2分のところに申請地がある状況です。3番は、農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただいま説明がありました3番につきまして、8番委員、補足説明をお願いします。

8 番 　　8番委員です。6月22日に、地元推進委員と私と譲り受け人の父と3人で、現地確認を行いました。譲り受け人と譲り渡し人は親戚関係であり、譲り渡し人本人は、長崎市内で病院を經由しておりまして、もうほとんど家に帰って来ていないため、農地管理が出来ないということで、甥である譲り受け人に所有権移転して見てもらおうという意向でありました。将来的には、譲り受け人が田んぼの方も耕作することであり、特に問題はないようですので、よろしく願いしたいと思います。

議 長 　　ただ今、議案第24号の3番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 　　無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。

よって、議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」の3番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 　　続きまして、議案第24号の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 　　4番について説明いたします。資料は20頁をお願いします。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりで、申請事由は、親子間で、生前一括贈与により、農業経営を継承するものです。畑・4筆、合計2,577㎡の所有権移転・贈与です。譲り受け人は、議案書に記載の通り、露地野菜と柿を栽培予定です。

関係資料は、1頁及び20頁から28頁までで、1頁に位置図、21頁に付近近況図、22・23頁に字図、24頁から27頁に現況写真を添付しています。字図で黄色に塗られているところが申請地です。28頁は航

空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅横と、自宅から車で約5分のところに申請地がある状況です。4番は、農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただいま説明がありました4番につきまして、2番委員、補足説明をお願いします。

2 番 　　2番委員です。6月25日に地元推進委員と一緒に、自宅と現場を見せてもらいに行きました。譲り渡し人は、体を悪くし入院しておられ、息子さんに生前贈与を一括して早くやりたいということで、この申請になったそうです。写真でわかる通り、家庭菜園という形で利用しており、きれいに管理されている農地や、柿の木が植えられていて、体を悪くされたせいか、草払いなどが十分にされていない農地がありましたが、農地として十分に機能しておりました。そういうことですので、よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 　　ただ今、議案第24号の4番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 　　無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。  
よって、議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」の4番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 　　続きまして、議案第24号の5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 　　5番について説明いたします。資料は29頁をお願いします。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりで、申請事由は、譲り受け人の要望により、譲り受け人の自宅横にある申請地を自家消費野菜栽培目的で、贈与により所有権移転するものです。譲り渡し人と譲り受け人は親戚で、権利種別は所有権移転・贈与で、畑・1筆261㎡を贈与するものです。譲り受け人は、議案書に記載の通り、露地野菜を栽培予定です。

関係資料は、1頁及び29頁から33頁までで、1頁に位置図、30頁

に付近近況図、31 頁に字図、32 頁に現況写真を添付しています。31 頁の字図で、黄色に塗られているところが申請地で、北側に譲り受け人の自宅があります。32 頁現況写真の上段の写真で、屋根が映っているのが譲り受け人の自宅です。33 頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は、柳の旧ファミリーマート跡から国道 202 号を挟んだところにあります。譲り受け人の自宅横に申請地がある状況です。5 番は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただいま説明がありました 5 番につきまして、14 番委員、補足説明をお願いします。

1 4 番 　　14 番委員です。6 月 23 日の金曜日に、地元推進委員と譲り受け人とで現地を確認いたしました。譲り渡し人は旅館を経営しておりまして、譲り受け人とは親戚関係になります。譲り受け人の家も、以前は譲り渡し人の水田でしたが、そこを譲り受けて家を建てております。その横の畑が今回の申請地ですが、これを自家菜園にしたいということで、今回の申請に至っております。よろしくをお願いします。

議 長 　　ただ今、議案第 24 号の 5 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。私から質問ですが、32 頁の下の写真を見ますと、三角で示した部分が申請地ということですが、ほかの部分も 1 枚の畑でつながっているように見えますが、どうなっていますか。

事務局 　　確かに、申請地に隣接する譲り渡し人所有の田もつながっていて、申請地と一枚の畑になっていますが、今回の申請地は 31 頁の字図で黄色く示した部分のみです。

議 長 　　後でもめないように、そこは申請者双方によく説明しておいてください。ほかに意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 　　無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。  
よって、議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」

の5番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きます。議案第24号の6番についてですが、この6番と次の7番につきましては、18番委員が本人に「代理」している農地の権利の移転の審議に該当する事案ですので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。

《18番委員 退席》

議 長 それでは6番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 6番について説明いたします。譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりで、申請事由は、譲り渡し人より、娘である譲り受け人へ生前贈与により、所有権の移転を行うものです。譲り受け人は、議案書に記載の通り、露地野菜を栽培予定です。申請地の畑・4筆、計2,249㎡を贈与により所有権移転するものです。

6番の関係資料は、1頁及び34頁から43頁までで、1頁に位置図、35頁に付近近況図、36頁から38頁に字図、39頁から41頁に現況写真を添付しています。字図で、黄色に塗られているところが申請地です。42・43頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲受人の自宅から車で約5分以内のところに申請地がある状況です。6番は、農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました6番につきまして、19番委員、補足説明をお願いします。

19番 19番委員です。6月22日、本来なら4番委員の範囲でございますが、地元推進委員と譲り渡し人と3人で、現地にてこれまでの経緯などについて説明を受けてまいりました。譲り受け人である長女さんは年間100日ぐらいミカン栽培を手伝っておられるということで、譲り渡し人夫婦と一緒にやっておられるミカン畑は、しっかりした園でございました。それで、今回は長女に生前贈与するということで、残り分は、長男がいますので、あとは長男にやってもらいたいということでした。以上です。

議 長 ただ今、議案第24号の6番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 6 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 24 号の 7 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 7 番について説明いたします。資料は 44 頁からお願いします。譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりで、申請事由は、譲り受け人の要望により、売買による所有権の移転を行うものです。譲り受け人は、議案書に記載の通り、露地野菜を栽培予定です。申請地・畑 4 筆計 1,911 m<sup>2</sup>を、売買により所有権移転するものです。

関係資料は、1 頁及び 44 頁から 48 頁までで、1 頁に位置図、45 頁に付近近況図、46 頁に字図、47 頁に現況写真を添付しています。字図で、黄色に塗られているところが申請地です。48 頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。譲り受け人の自宅から 300m 以内のところに申請地がある状況です。7 番は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました 7 番につきまして、13 番委員、補足説明をお願いします。

1 3 番 13 番委員です。譲り受け人はお父さんと、露地野菜、ミカン等を精力的に頑張っておられます。写真を見ても分かるように、申請地は現在作付されていませんが、そこをまた作付できるようにすることで、頑張るということでした。何も問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ただ今、議案第 24 号の 7 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 7 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 18 番委員 入室してください。  
《18 番委員 着席》

議 長 続きまして議案第 25 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 25 号について説明を行います。資料は 50 頁からです。今回の案件は、令和 4 年 11 月の総会にて審議し、承認いただき、長崎県より、令和 4 年 12 月 15 日付け長崎県指令 4 農山村第 1528 号にて許可頂いていた件です。今回変更となった部分については、議案書に記載のとおり、当初、申請者の一般個人住宅を建築するため転用の許可をもらっていましたが、当初計画通り遂行できない理由は、申請人が営んでいる法人が事業拡大に伴い、喫緊に法人の車両駐車場の確保が急務となり、今回変更するもの。なお、当初計画の一般個人住宅については、今後候補地を選定する、となっています。物件の所在は、西彼町中山郷字中川内の畑 239 m<sup>2</sup>の申請となっております。計画変更の内容ですが、一般個人住宅用地から駐車場用地に変更、駐車場の整備は、整地のみで、工期についても、許可後は未着工で、今回承認後から令和 5 年 8 月 31 日完成予定となっています。また、資金計画は、一般個人住宅建設時は、借入金と自己資金を充当するものとしていました。変更後は、土地代及び駐車場の整備費用で、整備に係る費用は、自己の法人が施工することで安く抑えられるため、自己資金での充当が可能となったものです。添付資料は、49 頁から 56 頁までで、49 頁に位置図、51 頁に付近近況図、52 頁に字図、53 頁に現況写真、54 頁に航空写真、55 頁に被害防除計画書、56 頁に駐車場の配置図を添付しています。55 頁にもどり、被害防除計画の内容ですが、現状のまま利用するため、隣地へ土砂流出等の被害を及ぼす恐れはない。となっております。雨水排水については、自然流下となっております。なお、周辺の農地への営農条件に支障を生じさせない措置としては、建築物はなく、周辺の農地に対し、悪影響を及ぼす恐れはない、となっております。

申請地は、背後を山林や原野に囲まれますが、前回の総会時は、農地の集団は 10ha 以上の第 1 種農地ではありますが、この地区の縁者であり、隣接地に集落が近接しているとする例外規定により県の許可を

受けたものであります。事務局の説明は以上です。

議 長 　　ただいま説明がありました議案第 25 号につきまして、地元推進委員、補足説明をお願いします。

地元推進委員 　　12 番委員に代わりまして、説明いたします。私もこの現場の立ち会いを一緒にしましたが、地主の方が、家を建てるのなら、土地を譲渡しないとされたそうです。それで、仕事用の車両の駐車場にすること、今回変更をするわけですが、特に近所の迷惑とかということもなく、日当たり、風当たりなども他に影響しないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 　　ただ今、議案第 25 号について説明がありました。  
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 　　無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。  
よって、議案第 25 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 　　続きまして議案第 26 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。1 番について事務局から説明をお願いします。

事務局 　　議案第 26 号について説明いたします。資料は 57 頁からとなります。物件の所在は、西海町中浦南郷字北上原で、畑・計 2 筆 2,905 m<sup>2</sup>の申請となっております。借り受け人・貸し渡し人については、議案書記載のとおりで、使用目的は「連携変電所用地」です。事由は「風力発電所付帯施設の連携変電所用地として利用するもの。」となっております。権利内容は「賃貸借権の設定 35 年間 有償」です。今回の申請は、令和 5 年 2 月の総会で農用地の除外を承認した件で、風力発電設備 2 か所で発電した電力を既存の高圧鉄塔に送電するための、連携変電所付帯施設用地となっております。字図で黄色く塗られたところが今回の申請地です。添付資料は、57 頁から 66 頁までで、57 頁に位置図、59 頁に付近近況図、60 頁に字図、61 頁に現況写真、62 頁に航空写真、

63 頁に被害防除計画書、64 頁に風力発電所を含めた位置図、65 頁に平面配置図、66 頁に立面図を添付しています。被害防除計画の内容ですが、盛土・切土を行い整地する。雨水等の排水対策については、法面の保護と併せて側溝を設置し、表層に降った雨水を回収、浸透を最小限に抑え、放流先まで排水する。また盛土内には暗渠を設置し、内部の水を放出する、となっています。法面は、急斜面を作らず、法面保護は植生基材、植生シート、植生吹付け等、いずれかの方法により法面保護を行うこととしています。

また、62 頁の航空写真からも判断できますが、周辺に農地は存在しておらず、今回の申請地も現況は山林化しているところであります。農業公共投資の対象となっていない農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局の説明は以上です。

議 長 　　ただいま説明がありました議案第 26 号の 1 番につきまして、5 番委員、補足説明をお願いします。

5 番 　　5 番委員です。この案件は今年の 2 月の総会で、農振除外で出て、皆さんに承諾をいただいた案件であります。昨日、午前中に現地を確認しましたが、2 月の時点と現状は変わっておりませんでした。隣に豚舎がありますが、全然距離がありますので排水やその他何も問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 　　ただ今、議案第 26 号の 1 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 　　無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。  
よって、議案第 26 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 　　続きまして、議案第 27 号「西海農業振興地域整備計画に関する意見について」を議題といたします。1 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 　　今回は、農用地からの除外申請 5 件について 西海市長より意見を求められています。1 番について説明します。資料は 69 頁をお願いします。

ます。申請地は、大瀬戸町多以良外郷字江切前の畑について、一部を除外する内容となっています。今回の変更理由としては、現在借家住まいの長男の住宅用地として除外をお願いするもので、一般個人住宅として753㎡のうち450㎡を除外する、となっています。除外が認められれば、今後転用申請時に分筆するものと思われます。変更の理由の詳細は、議案書のとおりです。

添付資料は、68頁に位置図、70頁に付近近況図、71頁に字図、72頁に現況写真、73頁に航空写真、74頁に被害防除計画書、75頁に配置図、76頁に平面図、77頁に立面図を添付しています。74頁に戻り、被害防除計画書の内容ですが、盛土を最低30cm、最高50cm行い、土留め工事を行う。排水については、雨水は水路放流し、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽を設置して処理する。周辺の農地に対し、営農条件に支障を生じさせない措置として、隣接農地への通路を確保するとなっています。71頁の字図や73頁の航空写真をご覧ください。申請地は、周囲を山林や宅地に囲まれた農業公共投資の対象となっていない、農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局の説明は以上です。

議 長 　　ただいま説明がありました議案第27号の1番につきまして、14番委員、補足説明をお願いします。

14番 　　14番委員です。6月23日に、地元推進委員と現地を確認しました。前々からずっと、この話を申請者から聞いていました。現地は申請者の家族によってミカンが植栽されていますが、ほかの地域を探しましたが適地がないということで、それならば自分の土地に建てたいということで選定をされたようです。申請地の地区はすごく土地柄がいいのか、よそからの移住者とか若い子供さんが多く、小学生とか中学生がたくさん増えている地域であります。そういうことが影響しているのか、申請者もここに家を建てたいということになったと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 　　ただ今、議案第27号の1番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 　　無いようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。

よって、議案第 27 号の 1 番につきましては、原案どおりで「意見なし」とすることに決定いたします。

議 長 続きます。議案第 27 号の 2 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 引き続き、除外分の 2 番について説明します。資料は 78 頁です。申請地は、西彼町八木原郷字柳田の畑、面積 1,684 m<sup>2</sup>のうち 368 m<sup>2</sup>を除外するものです。変更の理由としては、下段に記載しているとおり、申請者の家族が結婚を予定しており、家族が増えるのを機に、住宅を建設予定とのこと。住宅建築の条件に見合う土地が見つからなかったため、今回、申請地の一部除外を行うものです。

添付資料は、68 頁に位置図、79 頁に付近近況図、80 頁に字図、81 頁に現況写真、82 頁に航空写真、83 頁に被害防除計画書、84 頁に平面図、85 頁に土地利用計画図を添付しています。83 頁の被害防除計画書の内容ですが、現状のまま利用し、雨水については自然流下、隣接農地への通路を確保し、被害の発生の恐れはない。となっています。82 頁の航空写真をご覧ください。申請地は、山林や高規格道路に囲まれた農業公共投資の対象となっていない、農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 27 号の 2 番につきまして、15 番委員、補足説明をお願いします。

15 番 15 番委員です。6 月 23 日に地元推進委員と、現地で申請者からいろいろ話を聞いてきました。先ほど事務局から説明がありましたとおり、家族が増えるのを機に、近場で家を建てる場所を探していましたが、なかなかなくて、実家のすぐ裏になる申請地に建てることにしたそうです。申請地には、隣接地との境に 3、4 m の高さのマキの木があって仕切られており、隣の畑は、別の地主が栗を植えておりましたが、なかなか手が出ないのか、雑草もかなり高く茂っておりました。ここに家を建てることによる弊害というのは、特にはなさそうに思われました。以上です、よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 27 号の 2 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 27 号の 2 番につきましては、原案どおりで「意見なし」とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 27 号の 3 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 引き続き、除外分の 3 番について説明します。ここからの資料は、別冊になります。申請地は、西彼町八木原郷字打越の畑、面積 822 m<sup>2</sup>です。変更の理由としては、下段に記載しているとおり、現在、申請者は、兄の絵付師とともに 轆轤師として焼き物を制作しています。現在の住居に併設している陶房及び作品乾燥スペースが手狭になり、広い場所へ新たに住居及び陶房を建築したいと検討していました。また、現在住まいの佐賀県有田町と申請者の妻の実家がある長崎市外海町の間である西彼町内で候補地を探していました。条件に見合う土地として、今回の除外申請となったものです。面積が 822 m<sup>2</sup>と一般個人住宅建築面積の 500 m<sup>2</sup>以上となっていますが、資料 93 頁の土地利用計画図をご覧ください。敷地面積 822 m<sup>2</sup>のうち、法面の面積が 213.46 m<sup>2</sup>、通路部分が 102.51 m<sup>2</sup>、陶芸品の搬出時の大型トラックの回転広場として 102.56 m<sup>2</sup>合計 418.53 m<sup>2</sup>となり、差し引き有効面積 403.47 m<sup>2</sup>となります。

添付資料は、68 頁に位置図、87 頁に付近近況図、88 頁に字図、89 頁に現況写真、90 頁に航空写真、91 頁に被害防除計画書、92・93 頁に土地利用計画図、94 頁に平面図、95 頁に立面図を添付しています。91 頁の被害防除計画書の内容ですが、盛土を 71 c m、切土を 194 c m 行う、盛土・切土を行う際、防護柵を設け、隣地への被害が出ないように対策する。雨水排水は、溜枡を設置し、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽を設置し、最終的に道路側溝へ放流することとしています。また建物の高さを加減し、周辺農地への日照・通風・耕作の影響が出ないようにする。となっています。90 頁の航空写真をご覧ください。申請地は、宅地や山林及び高規格道路に囲まれた農業公共投資の対象となっていない、農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 27 号の 3 番につきまして、15 番委員、補足説明をお願いします。

1 5 番 15 番委員です。6 月 22 日に、申請者の代理人に電話で事情を聞いて

て、また地元推進委員と現地で地主さんに話を伺いました。この畑は、1年少し前ぐらいまで近所の人で耕作していましたが、その時に戻ってきたそうです。それと近い時期に、仲介人の人から今回の話が来て、地主さん夫婦は共働きのために農地の管理が非常に難しいということで、このままでは、荒廃しかねないという状況でしたが、ちょうどタイミング的にこの話が来て、よかったと言っておりました。また、ここに家を構える予定の申請者は、静かな環境と海が見えるところというのが理想だったらしく、ちょうどそれにあてはまるような、なかなか見晴らしのいい場所でした。ということで双方にメリットがあるようです。今後承認された場合は、91頁のとおりの計画になりますが、陶器を乾燥する機械は煙が出ない電気炉を使用する等、いろいろ配慮がされているようです。さらに言えば有田から家族4人が移住して来るということで、これも意義があるのかなと思います。以上です、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただ今、議案第27号の3番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 　　無いようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。  
よって、議案第27号の3番につきましては、原案どおりで「意見なし」とすることに決定いたします。

議 長 　　続きまして、議案第27号の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 　　引き続き、除外分の4番について説明します。資料は96頁です。申請地は、西彼町中山郷字中原の畑、2筆で合計577㎡です。申請者は、先程計画変更承認申請で、一旦は一般個人住宅の転用許可を受けていましたが、計画変更に伴い、一般個人住宅の候補地を探していたもので、変更の理由としては、下段に記載しているとおおり、申請者の一般個人住宅建築のため、申請地が最適と判断し、今回農用地除外申請を行うものとなっております。面積が577㎡と一般個人住宅建築面積の500㎡以上となっておりますが、資料103頁の面積求積図をご覧ください。上段に法面面積87.61㎡ 有効面積489.19㎡ 合計576.8㎡となり、有効面積は500㎡以下となっております。添付資料は、97

頁に付近近況図、98 頁に字図、99 頁に航空写真、100 頁に航空写真、101 頁に農用地区域の図面、102 頁に被害防除計画書、103 頁に土地の求積図及び配置図、104 頁に平面図、105 頁に立面図を添付しています。102 頁の被害防除計画書の内容ですが、盛土を行い、擁壁を設ける。雨水は自然流下、生活雑排水や汚水については、合併浄化槽を設置し、最終的には、道路側溝に放流する内容となっており、河川への放流等はない。となっています。また周辺農地への営農条件に支障を生じさせない措置として、建物を山側に寄せて建築し、支障が無いようにするとなっています。97 頁の付近近況図や 100 頁の航空写真及び 101 頁の農用地区域図をご覧ください。申請地は、農地の広がりを見ると 10ha 以上の農地の団地である第 1 種農地と判断しております。事務局の説明は以上です。

議 長 　　ただいま説明がありました議案第 27 号の 4 番につきまして、地元推進委員、補足説明をお願いします。

地元推進委員 　　地元推進委員です。12 番委員に代わりまして説明いたします。6 月の日にちは忘れましたが、事務局から 2 人と私と、宮浦郷の推進委員と 12 番委員とで現地確認をいたしました。建物を建てること自体は、日照等も問題ないですが、ちょっと私が提案したことがあります。市外にいる私の知り合いが、田んぼを作っていたところ、田んぼの横に家が出来て、農薬の DL 剤を撒いたらいろいろなクレームが来て、田んぼを耕作しにくくなり、やむなくハウス栽培に切り替えたという話を聞きました。本件も 1 種農地で周りを田んぼに囲まれていますので、農薬散布等に当たっては、同様の問題が発生することが考えられます。後から家を建てた人からのクレームによって、農業がしにくくなることがあるとは思いません。申請者は農家出身でもあり、そのような状況は理解しているはずだという意見もありましたが、その辺のところを考慮していただき、よろしくご審議ください。

議 長 　　ただ今、議案第 27 号の 4 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

17 番 　　17 番委員ですが、今の説明を聞きますと、賛成しづらいと思います。

16 番 　　16 番委員です。個人的な意見になるかもですが、私は申請者の親族が牛を飼っていたのを知っています。そして、そういったクレームも経験されていますので、その種の問題は起こらないのではと考えます。

9 番 　　9 番委員です。今の、後から来た人に農薬を撒くことに対してクレ

ームを言われては困るということについてですが、そういうことを、一筆書いてもらうというわけにはいかないものでしょうか

議 長 日照などの条件は問題ないということで、問題となるのはそこだけということでしょうか。

9 番 9番委員です。この件については事務局の方で、県の農業会議等にそういう事例がないものか、調べてもらってできれば後々に農業がしにくくなるような状況だけは避けてもらいたいと思います。

10番 10番委員です。我々農業委員としては、農地に関してどうかということで主に現地調査をするわけですが、この場合はそういった、新たな問題もあるわけですから、やはりそこに当事者として間に入っておられる農業委員と推進委員から話を持って行って、先ほど言われるような、一筆必要なのか、それともそういったことはないと本人さんが言われるのかを确实なところとして確認をしていただければということで、どうでしょうか。

議 長 ということは、本件を一旦保留にして、そこを確認してから再度審議するということですか。

議 長 今の意見に対して地元推進委員はどのようにお考えですか。

地元推進委員 地元推進委員です。あちこちでそういうトラブルが発生している事実を踏まえたと、やっぱりそこは私1人じゃなくて周りの田んぼの持ち主も含めたところで、そういうことは一切ないということを念書に書いてもらえば間違いないと思います。本人だけじゃなく、子供たちや孫の代までもそういう影響が出るとすれば、せっかく農業をしても、台無しになってしまうということがありますので、農振地域を守っていくためには、そういうこともやっぱりきちんと取り決めをしたほうがいいと思います。

19番 19番委員です。無人ヘリコプターが最初流行った当時に、私は多良の方でその無人ヘリコプターの事務局をしまして、いろいろアパートの方から、洗濯物に飛んでくるとかいろいろクレームがきましたが、アパートの住民といろいろとお話をして、かける日を設定してもらって、何日にかけますよということマイクで放送することによって、問題を解決しております。

9 番 9番委員です。被害防除計画書の中に、農業者と居住者がお互いに

共存するために、農業の妨げにならないようにまた生活の妨げにならないよう配慮する事項を入れるようにしてはいかがでしょうか。

事務局 事務局からですが、今意見をいろいろいただきましたが、ここで審議の正確性と公平を期すために、一旦保留とするか、あるいは承認かということで、多数決をとっていただければと思います。

議長 いろいろご意見もあるようですが、大体出つくしたかと思しますので今事務局が言ったように正確性と公平を期すために、今回は多数決で決めたいと思います。今回の審議で十分だということで賛成いう意見と、それからこれではちょっと不十分だから、文書関係や周りの人との調整を再度図ってから再度上程するというので保留という、その2択でいきたいと思えます。

議長 そしたらまず議案書に提案されているとおり、これで賛成という方挙手願います。  
《挙手なし》

議長 それでは今回は保留すべきという方、挙手願います。  
《全員挙手》

議長 それでは議案第27号の4番については、審議を保留することに決定いたしました。

議長 続きまして、議案第27号の5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 引き続き、除外分の5番について説明します。資料は、106頁です。申請地は、西海町横瀬郷字コソノ峯の畑で、面積1,205㎡のうち326㎡を除外するものです。変更の理由としては、下段に記載しているとおり、土地所有者と親類関係にある福岡県春日市在住の転用予定者が、子供の成長に伴い、静かな環境と子供の通学に影響が少ない土地に戸建て住宅を建設するため、条件に見合う申請地が最適と判断し、今回農用地除外申請を行うもの、となっています。

添付資料は、107頁に付近近況図、108頁に字図、109頁に現況写真、110頁に航空写真、111頁に被害防除計画書、112頁に農用地区域図、113頁に土地利用計画図、114頁に平面図、115頁に立面図を添付しています。111頁に戻り、被害防除計画書の内容ですが、盛土・切土を行い、擁壁を設ける。雨水は自然流下、汚水等は、下水道に接続、近隣農地への配慮として、建物の高さを4.8m程度と加減し、道路側に

寄せ支障が無いようにする。となっております。申請地は、農地の広がりを見ると 10ha 以上の第 1 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただいま説明がありました議案第 27 号の 5 番につきまして、13 番委員、補足説明をお願いします。

13 番 　　13 番委員です。現地は、さきほど事務局からもありましたように、今年もカボチャが作られていました。土地所有者の話では、本当はもう今年には作らないつもりでしたが、苗が余ったので作ることにしたということで、来年からはもう耕作放棄地になると思います。場所は小学校も近くにあり、1 種農地ということですが、隣接するミカン畑も耕作放棄地になっていて、それほど影響はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 　　ただ今、議案第 27 号の 5 番について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 　　意見無いようですが、本案も 1 種農地に該当するかどうかというところが微妙ですので、確認のため挙手で採決いたします。

議 長 　　原案に賛成の方、挙手願います。  
《全員挙手》

議 長 　　はい、全員賛成ということで、議案第 27 号の 5 番につきましては原案どおりで「意見なし」とすることに決定いたします。

議 長 　　続きまして、議案第 28 号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 　　議案第 28 号農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）の要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり、農用地利用集積等促進計画（案）を定めるよう要請することの可否について判断を求める、となっております。資料は 116 頁から 121 頁までです。117 頁は、今回要請分の集計表となります。118 頁は、利用集積計画の合意解約分 3 件で、理由は一番右に記載のとおり配分先変更や保全管理終了によるものです。119 頁は、利用配分計画の合意解約分

10 件です。理由は、配分先の変更及び賃借人の都合による解約です。120 頁が今回要請する物件の一覧です。借り手の経営状況については、資料 121 頁を参照ください。借り手は、繁殖牛の畜産農家で、今回借り受ける土地は全て採草放牧地として利用するものです。また、各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長            それでは 1 番から 7 番の補足説明を 19 番委員にお願いします。

19 番            19 番委員です。6 月 20 日に地元推進委員と借り手と、現地が見えるみかんどームで、いろいろ今後のことを聞いて来ました。1 番から 5 番の土地についてはもう既にお借りして、繁殖牛の放牧をしているのですが、やはり冬場になると、連れて帰っているそうです。それで、今度は 6 番・7 番の土地が荒れて来ているので、全体的にお借りして、年間を通して放牧をしようということでございました。それで、今後のことについては、飼料も高騰していますので、やはり放牧でやっっていこうということでした。また後継者がいないので、先々は法人化してやっっていこうと思っていますということで、抱負を述べておられました。以上でございます。

議 長            ただ今、議案第 28 号について、説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長            無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長            「異議なし」と認めます。  
よって、議案第 28 号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」につきましては、原案どおり要請することに決定いたします。

議 長            続きまして、議案第 29 号「非農地通知の対象とするものの決定について」ですが、今回は通常分がありませんので、同意書分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 資料は、122 頁からです。議案第 29 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分について説明いたします。1 番から 6 番までの西海町の物件 6 筆は、123 頁に位置図、124 頁に航空写真配置図 126 頁～128 頁に航空写真を添付しています。7 番から 15 番までの大瀬戸町の物件 9 筆は 123 頁に位置図、125 頁に航空写真配置図 129 頁・130 頁に航空写真を添付しています。

同意対象地は、全体にわたって、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林・原野化しており、特に支障はないと判断いたしました。なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税等については事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。当月同意書分として、2 件・15 筆、14,170 ㎡について審議をお願いします。

議 長 ただ今、議案第 29 号の同意書分について説明がありました。同意書分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第 29 号の同意書分 1 番から 15 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 以上で、議案審議は終わります。次に報告事項について事務局お願いします。

事務局 報告事項について説明いたします。先ずもって、報告事項については、全て事後報告となり、事前着工をしています。事務局としての指導不足をお詫びいたします。資料は 131 頁の位置図からです。先ずは、1 番の報告事項、農地転用許可不要案件届について説明します。資料は 132 頁をお願いします。所在地番は、西海町太田和郷字館で、畑・301 ㎡のうち利用面積 192 ㎡を転用するものです。転用の目的は、農業用倉庫の移転です。既に農業用倉庫は建築済みであります。転用事由に記載のとおり、届が必要なところを怠り、今回改めて申し出たものです。資料 135 頁の現況写真のとおり、既に建築されています。申請者は、西海町太田和郷にお住いの個人で、建築面積は、53.57 ㎡です。139 頁の土地利用計画図で、黄色部分が所要面積 192 ㎡です。丁度この図面で、農業用倉庫が建設されたところの右側の車庫土間コン

クリートと記載されていたところに、農業用倉庫があり、そこを解体し、移転したもので、跡地には、長男の一般個人住宅を建築するものです。添付資料は、131 頁の位置図、133 頁付近近況図、134 頁字図、135・136 頁現況写真、137 頁が航空写真、138 頁が被害防除計画書、139 頁が土地利用計画書及び平面図となっております。138 頁に戻り被害防除計画書の内容ですが、土砂の流出を防ぐため擁壁を設け、倉庫建設により被害を発生する恐れはないとなっております。

続けて報告事項 2 番の説明をします。資料は 140 頁です。物件の所在地は、西彼町小迎郷字大ヒロガリで、畑・2523 m<sup>2</sup>のうち所要面積 163 m<sup>2</sup>となっております。理由としては、観光みかん農園運営のため、駐車場及び作業用置き小屋を設置するもの、となっております。141 頁の付近近況図を見てください。場所は、西海橋公園のすぐ近くです。147 頁が土地利用計画図です。駐車場と置き小屋を資料のとおり設置するもので、142 頁の字図のとおり、黄色く塗られたところがその部分となります。145 頁の被害防除計画書をご覧ください。現状のまま利用し、雨水は自然流下で、周辺農地に対し影響なし。とのことでした。

最後に、報告事項 3 番の農地改良届について、説明します。資料は 148 頁からをお願いします。今回届けがあったものは、11 件 14 筆で、所在地は、西彼町喰場郷字鳥巢です。理由としては、資料 150 頁下段に記載のとおり、塩害で作物ができないため、木くずパークを利用し土壌を改良する、となっております。現地は 151 頁の付近近況図のとおり西彼中学校の近隣に位置しています。159 頁が航空写真で 160 頁以降が各申請者の被害防除計画書となっております。全て盛土を行う。土留め工事を行う。隣接農地への通路を確保する。排水については、水路に放流するとなっております。171 頁が木くずパークを敷き詰めた部分の横断図となっております。大きさが異なる木くずパークを 1 m の高さで盛ることとしており、6 m もしくは 7 m 間隔で通路を通す施工内容となっております。事務局からの説明は、以上で終了となります。

議 長       今の報告について、ご意見、質問等ございませんか。無いようでしたら、その他みなさんから何かございませんか。

議 長       無いようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

次回の総会は

日時 令和 5 年 7 月 20 日(木) 午前 11 時から

場所 多以良地区公民館

代 理       これを持ちまして西海市農業委員会令和 5 年第 6 回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和5年6月26日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人